

# なんぶ家の家計簿

南部町一般会計の決算額は、歳入<sup>さいにゅう</sup> 70億6689万3060円、歳出<sup>さいしゅつ</sup> 68億4240万6036円で形式収支は2億2448万7024円となりました。この形式収支から、繰越明許等に係る翌年度に繰越すべき財源3470万5095円を差し引いた実質収支は、1億8978万1929円の黒字となりました。

## 平成21年度 一般会計の決算内訳

### 収入

項目	金額(千円)	前年度(20年度)	決算上の区分
給料	942,367	970,125	町税
家族のパート・アルバイト収入	213,677	236,421	分担金及び負担金、使用料及び手数料など
親からの援助金	4,814,709	4,117,096	地方交付税、国庫支出金、県支出金など
銀行からの借入	587,600	1,204,800	町債
貯金の引き出し	11,897	4	繰入金
昨年からの繰越金	156,386	168,641	繰越金
雑収入	340,257	279,571	寄附金、諸収入、地方譲与税など
合計	70億6689万円	69億7666万円	

### 収入の特徴

自主財源の給与(町税)は、昨今の経済情勢を反映してかなり減少しました。父母からの援助(地方交付税、国庫支出金など)は経済対策のために大幅な増加がありました。

### 用語解説

#### □歳入の用語解説□

- 町税 町民や町内の企業から町に納めていただいた税金(使途が特定されていない普通税と、特定されている目的税がある)
- 分担金及び負担金 町の行う事業により利益を受けるかたから、その受益を限度として徴収するもの(保育料等)
- 使用料・手数料 使用料は公共施設などの利用の対価として徴収するもの(体育館使用料等)
- 地方交付税 国税5税(\*)の中から地方公共団体の財源の不均衡を調整し、一定の割合で国が補助する場合に交付されるもの(\*所得税・消費税・法人税・酒税・たばこ税)
- 国庫支出金 国が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して国が補助する場合に交付されるもの
- 県支出金 県が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して県が補助する場合に交付されるもの
- 繰入金 町の他会計や基金(貯金)から繰入るもの
- 繰越金 歳入歳出の差引額を翌年度に繰り越したもの
- 地方譲与税 国税が一定基準により地方公共団体に譲与されるもの

#### ■歳出の用語解説■

- 人件費 職員の給料、退職金等
- 公債費 町債(町の借金)を返済するための経費
- 扶助費 社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する費用
- 普通建設事業費 道路・公共施設の新設・改築などの建設事業に要する費用
- 物件費 消費的(支出の効果が単年度または短期間で終わるもの)な費用
- 維持補修費 町が管理する公共用・公共施設等の効用を維持するための費用
- 補助費 町が町内の団体などに補助するために交付する費用
- 繰出金 一般会計と特別会計、または特別会計相互間において支出される費用
- 積立金 基金に積み立てるための費用